

川西市内版

もしものための わたしのエンディングノート

～大切な人に伝えたいこと～



My Ending Notebook

名 前

書き始めた時期 年 月 日

株式会社サイネックス

第1部 作成してみよう

第2部 わたしの財産

第3部 相談しよう





YUMENO

夢の

相談 無料

空家があるけど
管理ができず
困っている

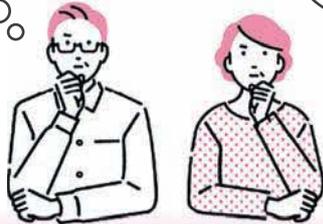
立地の不便な
空家をちゃんと
売却したい

空家をリフォーム or
解体で悩んでいる

将来空家になる予定なので
今のうちになんとかしたい

空家の中の荷物は
どうしたらいいか心配

相続税が心配なので
今のうちに対策をしたい



心

健康

介護

パートナー

施設

葬儀

空家

家財

遺言書

認知症

年金

孤独

相続

遺品

家

思い出

情報

弁護士・司法書士・税理士・社労士・土地家屋調査士・ファイナンシャルプランニング技能士・宅地建物取引士・相続診断士・終活アドバイザー・介護福祉士・リユース営業士・ケアマネージャー等多数の専門家と提携。

空家の事なら → <https://yumeno-akiya.com/> 夢の空家



私達にお任せ下さい

夢の代表取締役 CEO
赤田 彬

不動産の事なら → <https://yumeno-dream.co.jp/> 夢の川西



空家・空地のことで お悩みの方

- ✓ 現在空家・空地を所有している方
- ✓ これから空地を取得しような方
- ✓ 空家の諸問題で悩んでいる方

川西市南部

再建築不可の連棟2戸一、賃貸用にリフォーム



約5年放置された連棟2階建住宅です。相続でいただいたご案件です。当社で空家再生をして賃貸したいという新オーナーをご紹介させていただきご成約いただきました。内装は現代風におしゃれにリフォームされ生まれ変わりました。

川西市中部

元気なうちに売却を



親御さんが施設に入り元気なうちに売却を、ということで依頼された空家です。全体的に老朽化が激しい住宅で、庭木も鬱蒼と、再生は困難とのことで更地にもどさせていただきました。また新たな方が夢と希望を抱き、マイホームを建築していただけることでした。

宝塚市西部

空家の利用法は様々。更地に戻して新築住宅に



売主様転居後空家となっていました。他の不動産会社に頼んでいるが、売却出来ずに困っていたとの相談でしたが、問題は道路の権利関係にありました。当社で8名様の通行同意を取得することで販売が可能となりました。新たに新築住宅として蘇りました。

お問い合わせ



0120-121-787

■ 株式会社夢の ■ 定休日/火曜日・水曜日 ■ 受付時間 /9:30 ~ 18:00
■ 〒666-0033 兵庫県川西市栄町11番3-13 パルティK2 北棟206-1
宅建業免許 / 兵庫県知事(1)第300573号

国際SDGs推進協会
夢のはSDGs推進に
取り組んでいます

加盟法人

NPO法人
空家相談センター
一般社団法人
あんしん生活協議会

NPO法人
ここから100
一般社団法人
生前整理普及協会



わたしのエンディングノートとは？

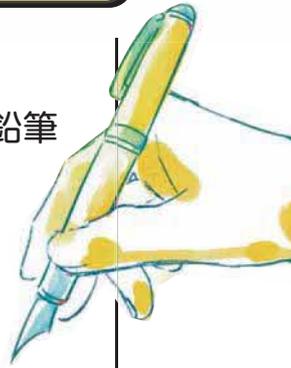
- わたしのこれまでの人生を振り返ること
- これからの人生の指針を明確にしておくこと
- わたしにもしものことがあった時に対応すべきこと
- わたしにとって大切な人たちに伝えておきたいこと

これらの項目について、自筆で書き記しておくことにより、自身の大切にしたいことや必要なことが少しずつ整理されてくることでしょうか。記入内容について、ご家族や友人など大切な人と相談してみるのも、新しい発見ができて良いかもしれません。

このノートが、あなたのこれからの人生を充実して過ごす一助となれば幸いです。

わたしのエンディングノートの書き方について

1. 堅苦しく考えず、書きやすい項目から気楽に記入してください。
2. 何度書き直しても大丈夫です。いつでも書き直すことができるよう鉛筆で記入することをおすすめします。
3. よく分からない項目は、誰かと話し合ってみてください。
4. 記入した後に改めて読み返してみて、修正してもいいでしょう。
5. このノートの存在と保管場所について、誰かに伝えておきましょう。
6. このノートの取り扱いに注意して、第三者が勝手に読むことができないように管理しましょう。
7. このノートは法的な効力を有しません。法的な効力を持たせたい場合は遺言書(15ページ～参照)を作成してください。



更新履歴

年 月 日 / 年 月 日 / 年 月 日

この冊子は、～相続で未来へ～わたしのエンディングノート(神戸地方法務局・兵庫県司法書士会監修)の内容を一部編集して制作しています。

広 告

遺言書作成

相続手続

贈 与

相続税申告

家族信託

任意後見

北摂相続遺言サポートオフィス



- お気軽にお電話下さい
- ご相談は無料です

税 理 士 中 道 進
行 政 書 士

〒666-0111 兵庫県川西市大和東4丁目9-18

TEL/FAX 072-794-6312

URL ns-tax.com

もくじ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

これからの人生を
より明るく前向きに過ごすために

3 | 第1部 作成してみよう

わたしのエンディングノートを作成してみよう

- 3 ① わたし自身のこと
- 5 ② 家族のこと
- 6 家系図
- 7 ③ もしものときの連絡先
- 9 ④ 大切な人へのメッセージ

10 | 第2部 わたしの財産

相続で未来へつなぐ ～「争族」にならないために知って安心～

- 10 ① どのような財産を所有しているか調べてみましょう
- 14 ② 相続～相続登記が義務化されました！～
- 15 ③ 遺言書と遺言書保管制度
- 21 ④ 法定相続情報証明制度～相続手続きが簡単に！！～
- 23 ⑤ 知れば安心 あなたを支える制度
- 23 成年後見制度
- 25 家族信託
- 26 配偶者居住権と居住用不動産贈与の優遇措置

27 | 第3部 相談しよう

専門家に相談してみましょう

- 27 司法書士に聞いてみよう
- 28 法務局問合せ先



— 広 告 —

住まいのお困りごとは、八代工務店へご相談ください



株式会社 八代工務店

創業
45年

生前整理 遺品整理

お部屋の片付け・清掃

リフォーム 建て替え

当社 HP <https://yashiro-koumuten.co.jp>



☎ 06-6849-8505

電話受付時間 9時～18時 FAX:06-6849-8506

本 社 〒560-0052 豊中市春日町 5-3-17

川西営業所 TEL:072-792-1944

E-MAIL yashiro-koumuten@joy.ocn.ne.jp

第1部 作成してみよう

わたしのエンディングノートを作成してみよう

第1部
作成してみよう

① わたし自身のこと

記入日:

ふりがな
名前:

生年月日: 年 月 日生 血液型:

住所:

本籍:

電話番号 自宅:

携帯電話:

メールアドレス:

【大切な番号】

基礎年金番号:

運転免許証:

個人番号カード
(マイナンバーカード):

第2部
わたしの財産

広告



桜と楓おうふうえんの小さな杜 (桜楓園—ペットといっしょも可)

杜の中央には野面積みの山野草墓があります

曹洞宗ですが皆の宗
岡本寺

詳しくは下記までご連絡ください。資料をお送りいたします。
〒666-0121 川西市平野1丁目33-14
TEL:072-793-0203 川西 岡本寺 検索

春は八重桜の花吹雪。夏は緑の木漏れ日。秋は楓の散りもみじ。冬は冬木の淡い陽ざし。いろんな姿を見せてくれます。

第3部
相談しよう

＊これまでのわたし(思い出)

生まれたとき：

学生時代：

小学校：

中学校：

高校：

大学：

【大人になってから】

職歴など：

趣味・夢中になったもの：

思い出の旅先：

お世話になった人とのエピソード：

これまでの人生を漢字1字で表すと？：

— 広 告 —



鶴林山
かくりんざん

大昌寺

だいしょうじ

観音石仏巡りの寺

石仏巡りについては事前にお問い合わせ下さい。



大昌寺霊園墓地内 共同墓
かくりんとう
永代供養 鶴林塔
宗旨宗派を問わず納骨できます。
お供養についてご相談させていただきます。
まずは、お電話ください。



曹洞宗 鶴林山 大昌寺 川西市笹部 2-36-7 ☎072-794-0174

② 家族のこと

父:名前 連絡先

思い出

母: 名前 連絡先

思い出

夫・妻:名前 連絡先

思い出

子ども:名前 連絡先

思い出

子ども:名前 連絡先

思い出

子ども:名前 連絡先

思い出

★ペットのこと～わたしの大切な家族です～

犬・猫・鳥・その他()

名前 オス・メス 登録番号

かかりつけの動物病院

世話について

広告



やまさわ鍼灸整骨院

Yamasawa acupuncture & bonesetter's office

※医師が認める場合、医療保険療養費の支給申請ができ、自己負担が軽減される場合があります。

訪問施術・鍼灸 始めました!

施術時間

約25分



やまさわ鍼灸整骨院
公式ページはコチラ

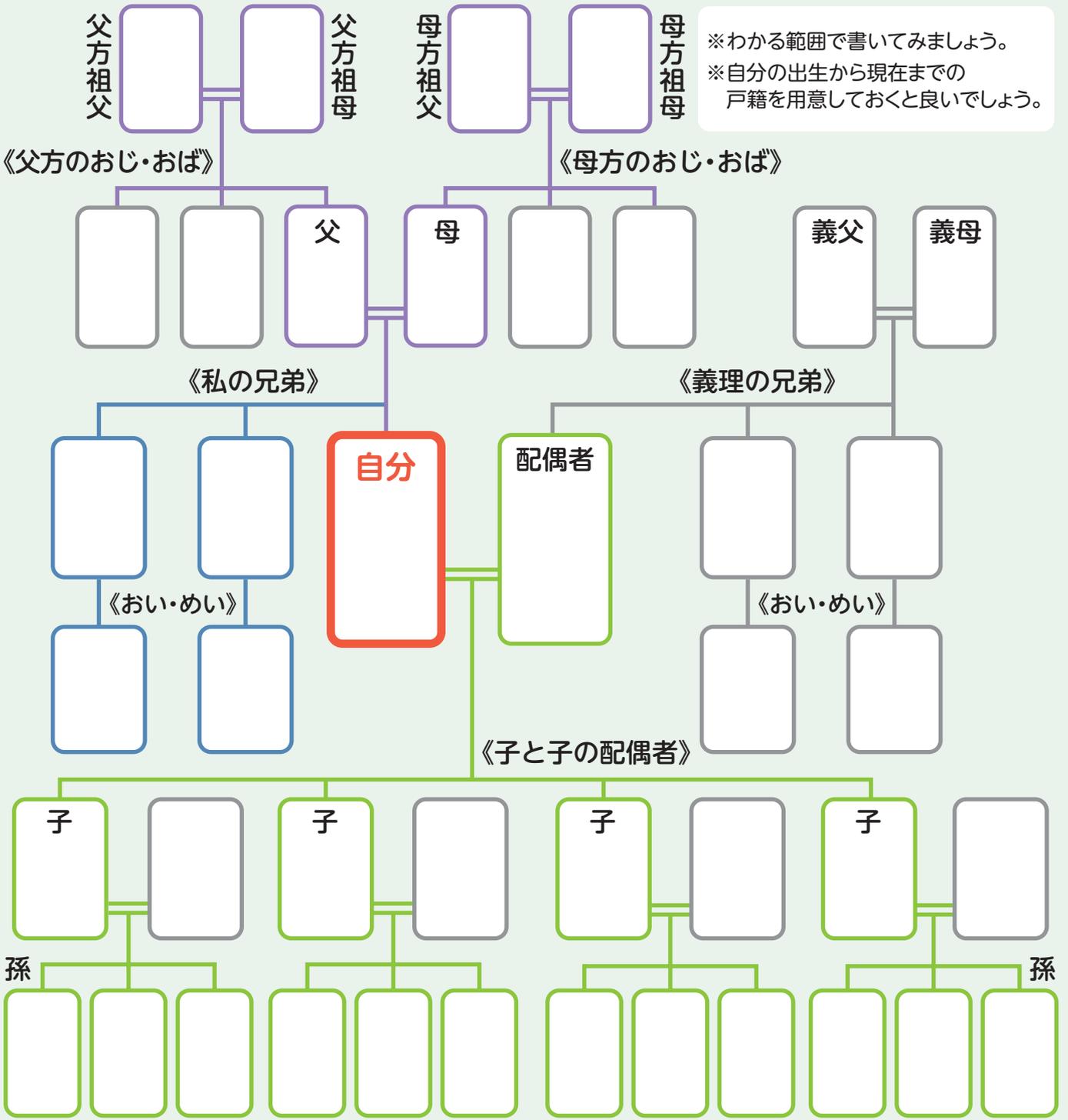
営業時間 9:00~13:00
16:00~20:00

予約優先制 お問い合わせは

072-776-2511

〒666-0006 兵庫県川西市萩原台西1-72

家系図



広告



かなえる

合同会社 Life Is Mine

病気や障害があっても自宅で暮らしたい…
そんな想いを叶えます

訪問看護ステーションかなえる

TEL 072-744-3681 猪名川町 差組西代158

ケアプランセンターかなえる

TEL 072-764-9855 川西市東畦野6-1-32
ロイヤルハミルトン102号



ホームページ

＊葬儀のこと

● 葬儀の実施について

- してほしい してほしくない しなくてよいが、するならお金をかけずに
 家族に判断を任せます その他()

● 葬儀の規模

- 密葬 家族葬 一般葬 社葬 直葬(火葬) その他()

● 葬儀の費用

- 用意していない わたしの預貯金を使ってほしい

● 葬儀の時に連絡してほしい人

名前: _____ 連絡先: _____

名前: _____ 連絡先: _____

名前: _____ 連絡先: _____

名前: _____ 連絡先: _____

● その他葬儀について伝えておきたいこと

＊お墓について

● 希望する埋葬方法

- 先祖代々の墓に納骨してほしい 新しい墓へ納骨してほしい
 すでに購入している 永代供養にしてほしい 散骨 樹木葬
 家族に判断を任せます その他()

● お墓の費用

- 支払い済み わたしの預貯金を使ってほしい

● その他、お墓について伝えておきたいこと(お墓のデザイン、墓碑銘など)

4 大切な人へのメッセージ

✳️家族、友人へ

To:

✳️遺言書について

作成していない→これから作成しようという方は14ページへ

作成している→ 自筆証書遺言 公正証書遺言

作成日

保管場所

遺言執行者の氏名・連絡先

第2部 わたしの財産

相続で未来へつなぐ ～「争族」にならないために知って安心～

① どのような財産を所有しているか調べてみましょう

自分がどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう

＊不動産の調べ方

不動産(土地・建物)については、ご自身がお持ちの登記識別情報(権利証)や法務局が発行する登記事項証明書(登記簿謄本)のほか、市区町村から通知される固定資産税の納税通知書で確認できます。複数人で所有(共有)している場合は、自分の持分(所有割合)や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無についても確認しましょう。

＊資料の確認(一例)

目的	必要な書類	請求先
土地・建物の名義人を知りたい	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	お近くの法務局 (28ページ参照)
地番・家屋番号を知りたい	<input type="checkbox"/> 公図、地積測量図	
面積を知りたい	<input type="checkbox"/> 登記識別情報通知書 (登記済証)	
自分が所有している土地建物を全て知りたい	<input type="checkbox"/> 固定資産税の納税通知書 <input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳、名寄帳	川西市内の土地建物については 川西市資産税課 ☎072-740-1133

＊相続をスムーズに進めるための準備

現状又は予定	必要なこと
・ 不動産の名義が亡くなった祖父母のままだ ・ 建物が登記されていない など	相続登記(相続登記の詳細は14・20ページへ)
・ 特定の財産を特定の人に残したい	遺言書を作成(遺言書の詳細は15ページへ)
・ 死亡後のことは家族に任せるが、事務手続や 当面の管理者を指定しておきたい	信託契約や死後事務委任契約の締結 (家族信託については25ページへ)
・ 相続させる不動産を売却する予定	登記簿の確認、隣地境界の確認



✳️所有している不動産(土地・建物)を記載しましょう！

資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

	所在地	地番・ 家屋番号	共有名義人 及び持分	現在の状況	どう処理 したいか
1					
2					
3					
4					

✳️貸し借りしている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書
	貸主・借主の氏名	貸主・借主の住所	連絡先	保管場所
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無

✿他に資産はありますか？

第1部 作成してみよう

第2部 わたしの財産

第3部 相談しよう

預貯金	金融機関名	支店	口座番号	備考(金額等)
有価証券・株式など	銘柄	証券会社	番号	備考
生命保険等	保険会社	種類・内容	受取人	保備考(受取人等)
その他借入れなど	種類・名称 (自動車・貴金属など)	内容	保管場所	備考

✳️デジタルデータはありますか？

デジタルデータを整理することで、見られては困るデータを処理できます。

「重要な情報の格納フォルダやアクセスの仕方」「データの処分方法」などについても、考えておきましょう。

①携帯電話・パソコンのログイン情報など

内容:	パスワード:	備考:
_____	_____	_____

内容:	パスワード:	備考:
_____	_____	_____

内容:	パスワード:	備考:
_____	_____	_____

②写真・動画・住所録などの保存データ

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

③メール、SNSなどの情報(各アカウント、ID、パスワード)

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

④オンライン口座(銀行、株式、FX、仮想通貨など)

有料サービス(音楽・動画配信、電子書籍など)の契約状況

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

内容:	ID:	パスワード:
_____	_____	_____

※他人に見られると不正アクセスの可能性もありますので、管理には十分に注意してください。

② 相続 ～相続登記が義務化されました!～

＊相続登記は必要です!

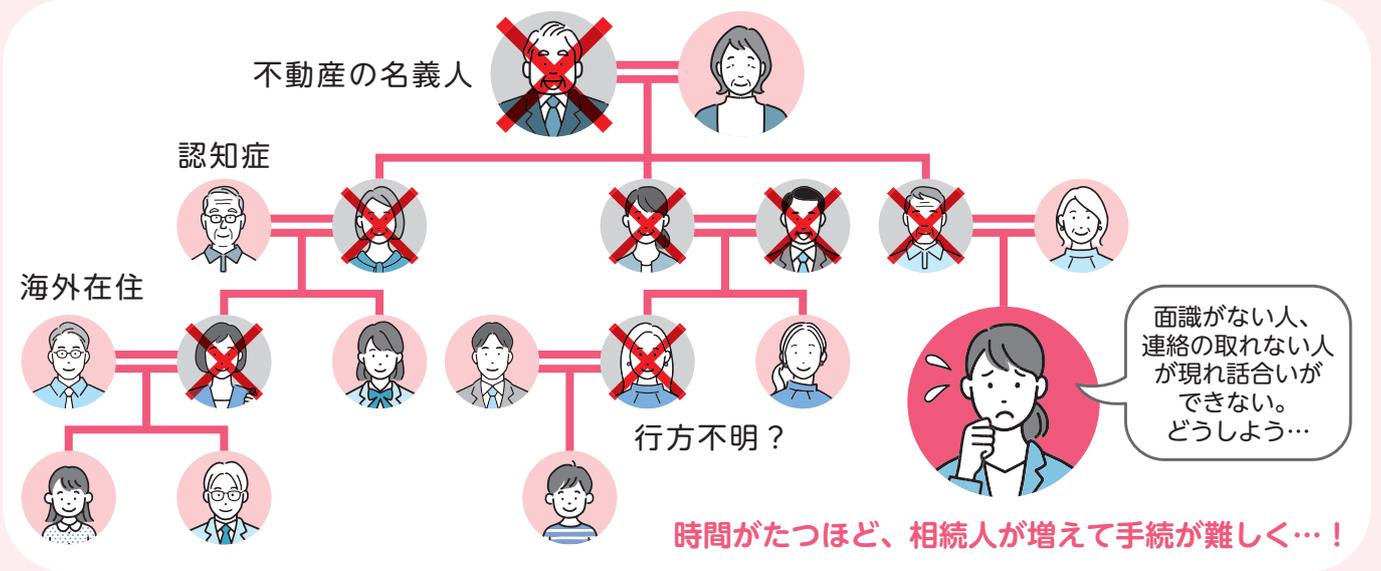
土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が令和6年4月1日に施行されました。この新しい法律では登記を怠ると10万円以下の過料が科される場合があります。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

＊相続登記をしないと、手続がどんどん複雑になります

- ◎ 相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ◎ 書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ◎ 相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間がかかる。
- ◎ 相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下した人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。



相続が発生したら、早めに相続人で話し合い(遺産分割協議)を行って、話し合いの結果を相続登記に反映することが重要です。



③ 遺言書と遺言書保管制度

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

✳️どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

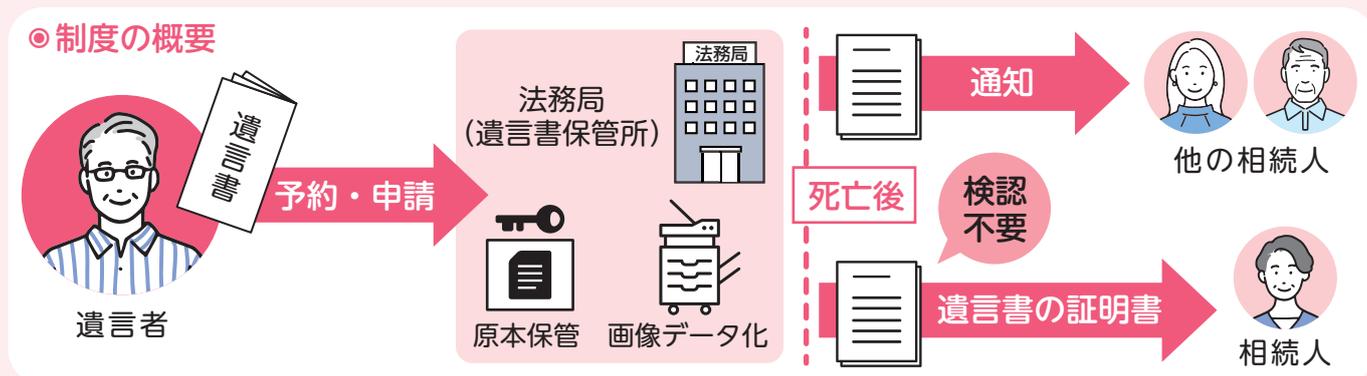
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する ※財産目録は、パソコンで作成したものでも可	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける 安心安全 法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します ・プライバシーを確保できます	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	必要 法務局に預けた場合、検認は不要です	不要
メリット	・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない	・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない
デメリット	・内容に不備があると無効になる可能性がある 法務局に預けた場合、方式の外形的なチェックを受けられます ・自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある	・財産の価格に応じた手数料がかかる 法務局に預けた場合、紛失等のおそれなくなります 法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます



✿法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

自筆証書遺言書を法務局（遺言書保管所）で預かり、長期間適正に保管する制度です。遺言者がお亡くなりになった後は、相続人等は遺言書の証明書の交付などを受けることができます。



◎保管申請の手続は??

- 遺言者ご自身で遺言書を作成し、管轄の法務局に予約をして、直接本人が申請します。
- 申請書と添付書類のほか、マイナンバーカードなどの本人確認書類が必要です。
- 遺言者死亡時に、遺言書が法務局に保管されていることを通知する方を、最大3名まで指定することができます。

法務局では遺言書の外形的な審査を行います。ただし、遺言書の内容に関するご質問・ご相談に応じることはできません。

◎相続開始後は??

- 相続人等は遺言書の証明書の交付や、遺言書の内容の閲覧を全国の法務局（遺言書保管所）に請求できます。
- 遺言者が希望した場合、遺言者が指定した方に遺言書を保管していることを法務局から通知します。
- 相続人等の一人が遺言書の証明書を取得したり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人等に通知します。
- 法務局に保管された遺言書は、家庭裁判所での検認が不要です。

◎手数料 ※1通あたりにかかる手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPのQRコードから！手続には**予約**が必要です。



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ！！

- ①本文の内容
 - ②作成日付
 - ③作成者氏名
 - ④作成者の印鑑を自分で押す
- これらを全部自筆で書く！

＊一番簡単な遺言書を自筆で書いてみよう！

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産は、
妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日
兵庫県〇〇市〇〇町〇番〇号
司法太郎 印

【注意】

- ①西暦または和暦で、日にちまで必ず書くこと(×吉日)
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと(×あだ名やペンネーム)
- ③印鑑は認印でも実印でも可(×スタンプ印)
- ④鉛筆や消えるボールペンは不可

＊自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士へお問い合わせください！(28ページ参照)



お近くの司法書士会一覧はこちら



余白5ミリメートル以上

《法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります。》

- ①用紙は、**A4サイズ**で、文字の判読を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使ってください。
- ②このページのような**余白を必ず確保**してください。
- ③ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**でください。
- ④各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも1/1と記載してください。)
- ⑤片面のみを使用し、**裏面には何も記載しない**でください。
- ⑥数枚にわたるときであっても、**とじ合わせない**でください。

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

法務局への預け方の詳細は、**16ページ**をご覧ください。

余白10ミリメートル以上

✿わたしの相続人になるのは誰だろう？

家系図と相続人の範囲は同じではありません。相続人の範囲は法律で決められています。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子どもがいる場合	配偶者 	子ども  $1/2$ ※人数で分割
第2順位 子供がいなく、 親がいる場合	配偶者 	親  $1/3$ ※人数で分割
第3順位 子供と親が共にいなく、 兄弟姉妹が いる場合	配偶者 	兄弟姉妹  $1/4$ ※人数で分割

メモ

- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が死亡している場合は、その子(被相続人にとっての孫やおい・めい)が相続人となります(「代襲相続」)。

「家系図」(6ページ)にあなたの相続人となる人に印をつけましょう。



✳️相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方)の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(21~22ページ参照)	被相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所地の 市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の 市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で 話し合いをする場合)		相続人全員の印鑑証明書	各相続人の住所地の 市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	伊丹公証役場 ☎072-772-4646 阪神公証役場 ☎06-4961-6671
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の 検認証明書	検認手続を実施した 家庭裁判所 (神戸家庭裁判所伊丹支部で手続 きをした場合は神戸家庭裁判所 伊丹支部)
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した 場合(16ページ参照)	法務局 (28ページ参照)



必要書類の詳細は
法務局HPのQRコードから



告 白

墓じまいをする	改葬届が必要
墓参代行を依頼する (納骨や掃除などの依頼)	納骨の際に 火葬証明書が必要
戒名・法名の 彫刻を追加する	魂抜(性根抜)は 不必要
永代供養をする (樹木葬など)	阪神間や北摂、 大阪市内で必要
遺品を整理する	フリーコール コナラコー インヤ 0120-975-148
家を解体する	愛石株式会社 川西市火打2-16-23



④ 法定相続情報証明制度～相続手続きが簡単に！！～

＊法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

＊制度の利用で相続手続きが簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができます。そのため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を複数用意したり、繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

こんな手続きに
利用できる！

- ・ 預貯金の払戻し
- ・ 相続税の申告
- ・ 相続登記
- ・ 各種名義変更
- ・ 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求など

何度も提出し直さなくて
いいから手間がかからない!!

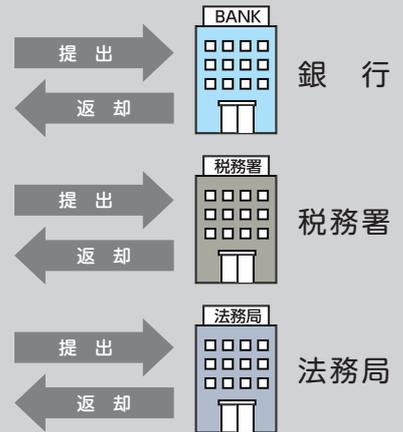
◎制度を利用しない場合



相続人



戸籍書類一式



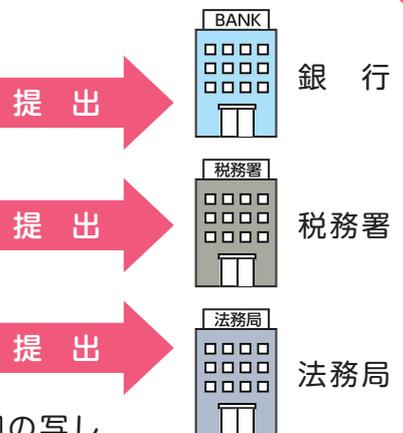
◎制度を利用した場合



相続人

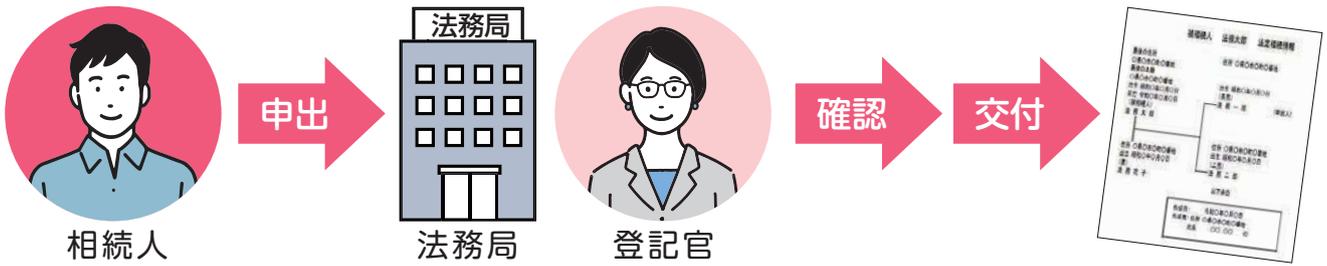


法定相続情報一覧図の写し



✳無料で利用できます！！

第1部 作成してみよう



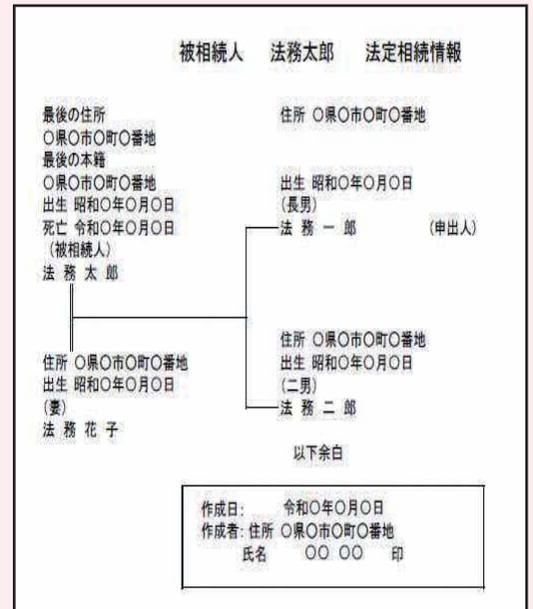
相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図(法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの)に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中(5年間)は、再交付を受けることができます。

第2部 わたしの財産

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本(戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図(右図)	—



※別途必要書類がある場合があります。

法定相続情報一覧図(記載例)

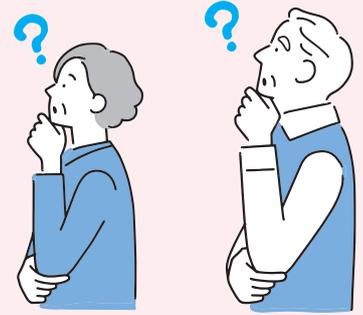
第3部 相談しよう



⑤ 知れば安心 あなたを支える制度

✳️ 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。



✳️ 法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任し、選任された成年後見人等については、**東京法務局で成年後見の登記(24ページ参照)**がされます。

一方、**任意後見制度**は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

◎ 法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

- **後見** 判断能力が欠けているのが通常の状態
- **保佐** 判断能力が著しく不十分
- **補助** 判断能力が不十分



家庭裁判所に申立て

◎ 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合

- **判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく**



公正証書で契約

＊成年後見制度の利用に必要な費用は？

◎法定後見制度

申立手数料	800円 (注1)
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用など

- (注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。
- (注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これら入手するための費用も別途かかります(必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください)。

川西市にお住まいの方の法定成年後見、保佐、補助の各事件の**受付及び手続**の案内は
神戸家庭裁判所伊丹支部 ☎072-779-3074

川西市にお住まいの方の成年後見制度に関する**相談**は
川西市成年後見支援センター“かけはし” ☎072-764-6110
 司法書士による成年後見相談(毎月第3水曜日13:00～16:00) **要予約**

◎任意後見制度

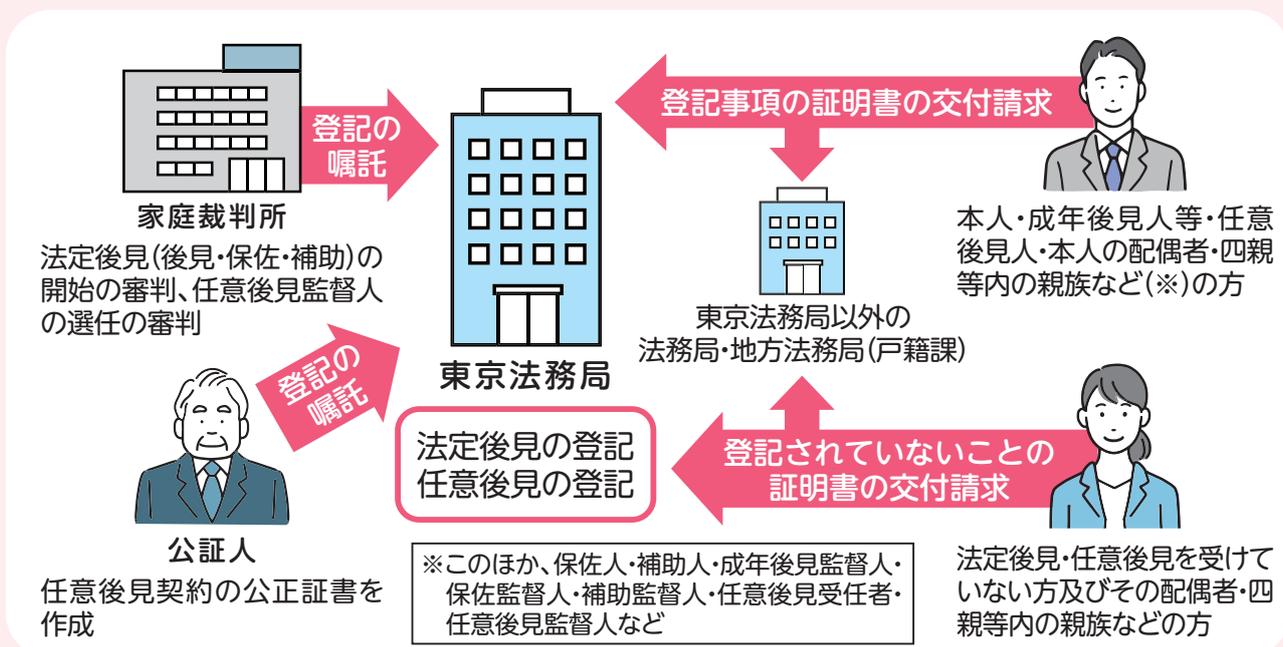
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

- (※)このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。なお、公正証書に関するお問い合わせは、公証役場(20ページ参照)にお願いします。

＊成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続(申請嘱託)により、東京法務局後見登録課で登記(登録)するものです。

この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、反対に、ある人にまだ後見人がついていない事実などを証明することができます。



✳️登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

◎必要書類

- 申請書(最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。)
- 本人確認書類(免許証・保険証など)
- 委任状(委任による代理人からの請求の場合)
- 戸籍謄抄本・住民票(親族からの請求の場合)

◎手数料

- 登記事項の証明書 1通につき550円
- 登記されていないことの証明書 1通につき300円

◎請求先

●窓口

- ・東京法務局民事行政部後見登録課
- ・全国の法務局・地方法務局戸籍課(28ページ参照)

●郵送

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
※郵送での請求は東京法務局のみでの取扱いになります



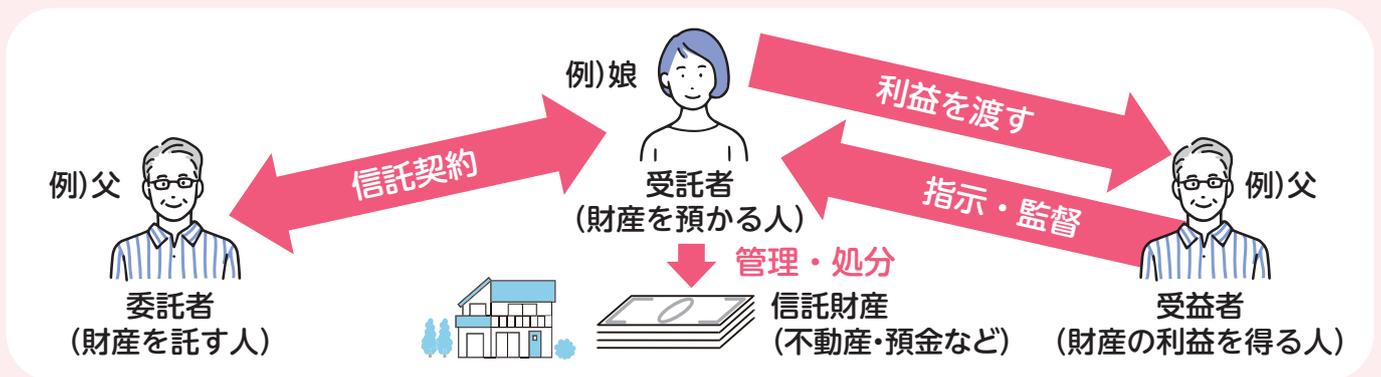
成年後見制度の詳細は、
法務局HPのQRコードから
ご覧ください



✳️家族信託とは？

家族信託とは、自分の財産(不動産・預貯金・有価証券等)を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

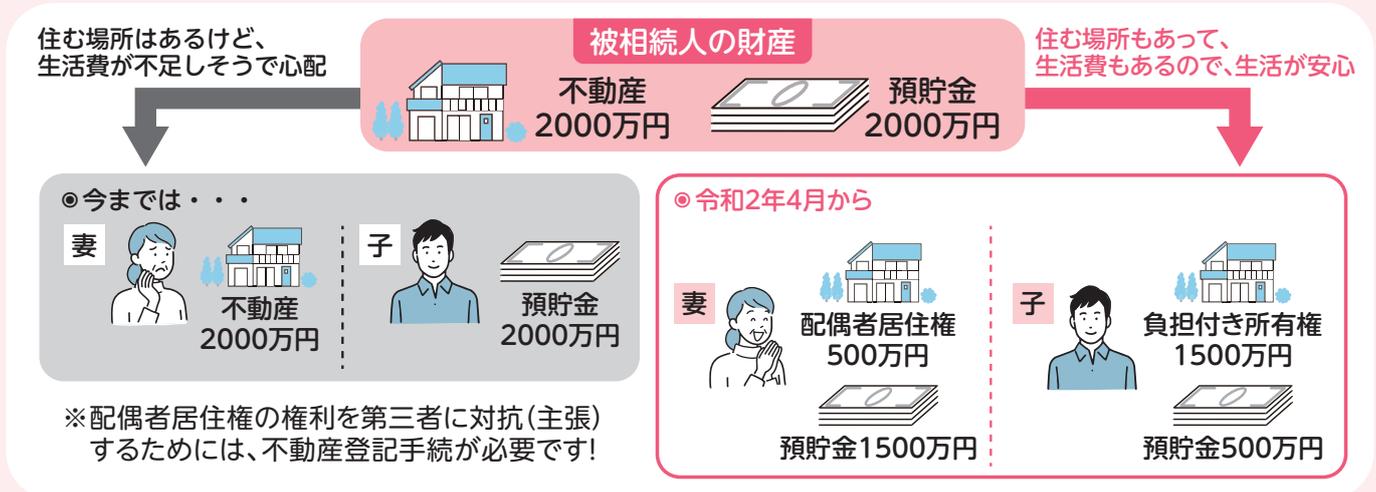
認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。



✳️配偶者居住権と居住用不動産贈与の優遇措置って？

◎配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、配偶者居住権が創設されました。これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。



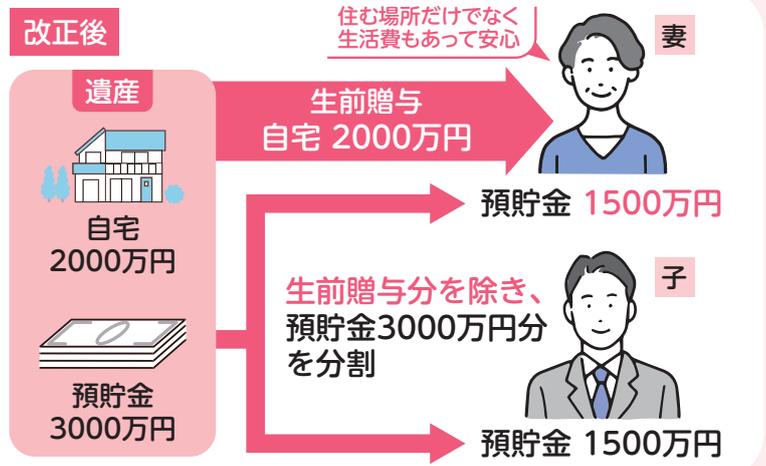
◎居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

令和2年7月1日以降、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

どう変わったの？

従来、生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は生前贈与分を除いて遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。



詳しくは、伊丹税務署(☎0570-00-5901)にお問い合わせください。



第3部 相談しよう

専門家に相談してみよう

司法書士に聞いてみよう！

＊「相続」に関して、司法書士がお役に立ちます。司法書士にご相談ください！

遺言書を作成したい	☞	自筆証書遺言書保管申請書の作成、公正証書遺言作成の支援
土地、物の名義を変えたい	☞	相続登記の申請
法定相続人の証明を受けたい	☞	法定相続情報一覧図の申出
相続したくない	☞	相続放棄申述書の作成
未成年者とその親権者がともに相続人になるときは？	☞	特別代理人選任申立書の作成
相続人に認知症の方がいる	☞	成年後見等開始申立書の作成
行方不明の相続人がいる	☞	不在者財産管理人選任申立書の作成、失踪宣告申立書の作成
相続人間で話し合いがまとまらない	☞	遺産分割調停申立書の作成
遺産の引継ぎ方法が分からない	☞	遺産（整理）承継業務



＊司法書士はこんなこともできます！

不動産登記	☞	売買や贈与による名義変更、ローン完済による担保抹消、住所氏名の変更
会社や各種法人の登記	☞	設立、役員変更、本店移転や目的変更
裁判書類作成業務	☞	破産申立書作成等債務整理、訴状等の作成
簡易裁判所訴訟代理等関係業務 (訴額・紛争の目的の価額が140万円を超えない民事事件に限る)	☞	売掛金や貸金の請求
後見業務	☞	申立書類の作成、後見人や任意後見人への就任

✳️兵庫県内司法書士無料相談会場

所在地	各会場	所在地	各会場
神戸市	兵庫県司法書士会館	伊丹市	伊丹市立文化会館(東りいたみホール) 5階
	神戸市西区文化センター		
尼崎市	阪急塚口駅南さんさんタウン2番館 4階大集会室	川西市	川西市商工会館 3階
		猪名川町	日生中央タンモトセンタービル3階
西宮市	ACTA西宮西館 5階学習室	三田市	JR三田駅前1番館 (キッピーモール) 6階
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター・エル		

上記のほか、電話相談や女性専用の電話相談「なのはな相談センターひょうご(女性司法書士が対応)」も実施しています。

※無料相談の開催日は、会場により異なります。また、会場は、変更・休止・廃止の場合がありますので、最新の情報や実施日等の詳細は、兵庫県司法書士会ホームページでご確認ください。

《相談会についてのお問合せ》

兵庫県司法書士会総合相談センター ☎078-341-2755(平日午前9時から午後5時)

《兵庫県司法書士会ホームページ》

<https://www.shihohyo.or.jp/soudankai/>

無料相談会場を探す▶



◎お近くの司法書士を探したいときは <https://www.shihohyo.or.jp/search/>

会員検索▶



✳️法務局のお問合せ先

相続登記や、自筆証書遺言書保管制度、法定相続情報一覧図の申出、成年後見に関する証明書の交付など、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

	相続登記・ 法定相続情報証明	自筆証書遺言書 保管制度	成年後見制度	所在
神戸地方法務局	○ (不動産登記部門)	○ (供託課)	○ (戸籍課) 証明書交付事務のみ	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 ☎ 078-392-1821(代表)
神戸地方法務局 尼崎支局	○	○	—	〒660-0892 尼崎市東難波町4丁目18-36 ☎ 06-6482-7401
神戸地方法務局 西宮支局	○	○	—	〒662-0942 西宮市浜町7-35 ☎ 0798-26-0061
神戸地方法務局 伊丹支局	○	○	—	〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1-12 ☎ 072-779-3451

困ったときは

川西市 消費生活センターへご相談ください!

賃貸アパートを
退去した。
修理代を請求
された。



「無料で点検する」と
訪問した業者と
排水管、床下、屋根などの
高額な工事を契約をした。



スマホで**お試し**を
購入したつもりが
何回も商品が届く。
高額な定期コースに
なっていた。



ネットで
1日10万円稼げるという
サイトに登録料を
払ってやってみたが、
全然もうからない。



パソコンで
アダルトサイトを見
ていたら突然、
「登録完了。9万円払え」
という画面が出た。



「どんなものでも買い取る」
と電話があり、家に来てもらったら
売るつもりがなかった貴金属を
買い取られた。



ほかにも、「消費者金融の返済が難しい」「製品から突然煙が出た」

「クリーニングから戻った衣服が変色していた」などのご相談も受付けています。

川西市 消費生活センター (市役所2階①番窓口)

☎072-740-1167

≫ 月～金(祝日除く) ≫ 午前9時～正午/午後0時45分～4時

※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188 (局番なし)

インターネット
相談受付



掲載されている広告内容については(株)サイネックスにお尋ねください。なお、内容や広告主については、川西市が推薦するものではありません。消費生活に関する相談は消費生活センター(上記)へ。

編集協力

川西市

制作・発行

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 大阪支店

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3350

※掲載している広告は、令和7年3月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



もしものための

わたしのエンディングノート

～大切な人に伝えたいこと～

